

## JCB firstloan+特約

### 第1条 (総則)

この特約（以下「本特約」という。）は、株式会社ジェーシーピー（以下「JCB」という。）またはJCBおよびJCBが指定するカード発行会社（以下「当社」といい、JCBと当社を併せて「両社」という。）が発行する「JCBファーストローンプラスカード」（以下「本カード」という。）の会員に適用される特約です。

### 第2条 (会員)

本特約および別途JCBまたは両社の定める会員規約（ローンカード用）（以下「規約」という。）を承認のうえ本カードに申し込まれた方で、JCBまたは両社が審査のうえ入会を認めた方を会員（以下「会員」という。）とし、本カードを貸与します。

### 第3条 (特約の優越)

- 1.本特約と規約の内容に相違がある場合、本特約が優先して適用されます。
- 2.本特約に規定のない事項については、規約が適用されます。

### 第4条 (融資利率)

- 1.規約第20条第5項に定める利息の利率（以下「融資利率」という。）は、本規約末尾の「キャッシングリボ払いのご案内」に記載の範囲で、JCBまたは当社が審査のうえ利用可能枠に応じて決定します。
- 2.JCBまたは当社が利用可能枠を増額または減額した場合には、融資利率は、本規約末尾の「キャッシングリボ払いのご案内」に記載の範囲で、変更後の利用可能枠に応じてJCBまたは当社が決定する利率に変更されることがあります。（なお、利用可能枠を減額した時点で会員が既に融資を受けているキャッシングリボ払いの利用残高については、適用される融資利率が会員に不利益に変更されることはありません。）

### 第5条 (キャッシングリボ払い)

事業性資金を目的とした本カードによるキャッシングリボ払いの利用はできないものとします。

### 第6条 (他カード利用可能枠の減額)

本カード発行に伴い、JCBまたは両社が会員に対して貸与する他カードの利用可能枠が減額される場合があります。

---

カード発行会社が（株）ジェーシーピーの場合、特約は次のように変更されます。

- 条文中の「当社」、「両社」、「JCBまたは当社」、「JCBまたは両社」を「JCB」と読み替えます。
- 第4条第1項の「第20条第5項」を「第19条第5項」と読み替えます。

(TK852000・20140331)